

軽費老人ホーム

ケアハウスかささぎの郷

運 営 規 程

社会福祉法人 遠州秋葉会

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠州秋葉会が設置するケアハウス「かささぎの郷」(以下「施設」いう。)の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設の管理運営については、老人の特性に配慮した住み良い住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応と処遇に万全を期することを基本方針とする。

(入居者定員)

第3条 施設の入居者定員は、60 名とする。

(入居者の資格)

第4条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1 年齢は 60 歳以上であること。ただし、夫婦または 3 親等内の親族で二人部屋に入居する場合は、いずれか一方が 60 歳以上であれば差し支えない。
- 2 身寄りのない者又は家庭の事情によって家族と同居できない者、及び常時自炊等に困難や不安のある者で、身元引受人の確保ができる者。
- 3 伝染病疾患及び精神疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 5 介護を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- 6 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。
- 7 その他、施設長が特別に認める者。

(利用料等)

第5条 施設の利用料等は、国で定める基準に従って理事長が定めるものとする。

第 2 章 職員及び職務

(職員)

第6条 施設には次の職員をおく。

1	施設長	1名（特別養護老人ホームかささぎ苑と兼務）
2	事務員	1名（特別養護老人ホームかささぎ苑と兼務）
3	生活相談員	1名
4	介護職員	2名以上
5	栄養士	1名（特別養護老人ホームかささぎ苑と兼務）
6	調理員	委託

（職務）

第7条 施設長は、理事会の命を受け所轄職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

- 2 職員は上司の命令を受けて業務に従事する。
- 3 職員の業務の分掌は、別に定めるものとする。

第3章 入居及び退居

（入居手続き）

第8条 施設への入居希望者は、入居申込書を提出しなければならない。

- 2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に記入し登録するものとする。

（入居希望者の面接調査）

第9条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

- 2 前項の調査は、生活状況、家庭状況について詳細に聴取するとともに、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、又、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

（入居の手続き）

第10条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- 2 入居契約書
- 3 誓約、身元保証書
- 4 その他、施設長が特に必要と認めた書類

（入居者台帳の整備）

第11条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退居)

第12条 入居者は退居しようとするときは、1ヶ月前までに退居届を提出しなければならない。

(死亡)

第13条 施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取り消し)

第14条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居を取り消すことができる。

- 1 不正または偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- 2 正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- 3 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- 4 身体的または精神的疾患もしくは欠陥のため、施設での生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- 5 前号各号のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。

第4章 処 遇

(基本原則)

第15条 入居者の処遇については、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(食事)

第16条 入居者に対して毎日3食を給し、高齢者に適した食事を提供するものとする。
但し、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

- 2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。
- 3 食事の提供にあたっては、個人の身体的状況並びに嗜好を配慮した給食を実施するものとする。

(入浴)

第17条 入浴日は隔日以上で、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

- 2 入浴の準備を行わない日であっても、シャワーが定められた時間帯に使用できるように努めるものとする。
- 3 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(相談・助言)

第18条 入居者に対しては、親身になって健康上又は生活に関する各種の相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連絡をとり、その有効な利用について積極的な援助を行うものとする。

(生活援助)

第19条 入居者に対する日常的な援助は、原則として実施しないものとする。

- 2 入居者が心身の故障等で日常生活が独力できず、又は疾病等で介護者が必要となった場合には、外部の在宅サービスが受けられるよう迅速な措置をとることとする。又この場合、所要の費用は入居者の個人負担とする。

(保健・衛生)

第20条 施設長は、入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

- 2 入居者の健康保持に当たっては、特に高齢者特有の疾病の防止に努めるものとする。

第5章 規 律

(入居者心得)

第21条 施設長は、入居者が守るべき入居心得を配布し、その趣旨を充分周知徹底を図らなければならない。

(心得の遵守)

第22条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者心得を遵守し、施設の諸行事、事業等に積極的に参加するように指導することとする。

(外出・外泊)

第23条 入居者の外出及び外泊は自由とする。但し、入居者の健康状態もしくは天候等の理由により差し止めることができるものとする。

- 2 入居者は外出（近隣への短時間のものを除く）、外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入して届け出るものとする。

(来訪者)

第 24 条 入居者は、来訪者があったときには、その都度来訪者名簿に記入し届けるものとする。

(健康保持)

第 25 条 入居者は、常に自らの健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

2 入居者は健康に異常を認めたときは速やかに施設職員に申し出て相談をするものとする。

(環境整備)

第 26 条 入居者は、常に居室を清潔に整理整頓して、良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物の内外の清掃、除草等環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第 27 条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を施設長に速やかに届け出ることとする。

(収入報告書の提出)

第 28 条 入居者は、翌年の利用料のうち事務費の負担額を算出するための算定資料となる、前年の収入報告書を毎年 6 月 15 日までに施設長に提出しなければならない。

2 前項に規定する収入報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 収入の認定に必要な書類

ア 前年の所得税の確定申告書の写

イ 確定申告の必要のない場合には、公的年金等の源泉徴収票等収入の分かる書類

(2) 必要経費の認定に必要な書類

ア 社会保険料等の領収書

イ 医療費等の領収書

(3) その他、施設長が指定する書類

(融和と信頼)

第 29 条 入居者は相互に信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動を慎む。

(居室内の工作及び模様替)

第 30 条 入居者は施設長の承認を得ずに居室内の形状を変更するような工作等を加えてはならない。

第31条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

第6章 非常災害対策

第32条 施設長は、火災、地震、風水害等の非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心がけるよう指導しなければならない。

第7章 雑 則

(地域社会との連携)

第33条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として自立した生活がある生活が営めるよう配慮しなければならない。
施設の一部を地域高齢者に開放し、地域社会と交流を図る、(施設利用については別に定める。)

(補足)

第34条 この規程に定めるものの他、必要な事項は施設長が別に定めることができる。

附 則

この規程は平成15年3月21日より施行する。

この規程は令和1年11月20日より施行する。